



平成26年8月4日

審査結果報告書

鳥取市議会
議長 湯口史章様

鳥取市議会政治倫理審査会
委員長 中島規夫



平成26年7月22日付けで審査の付託を受けた件について、鳥取市議会議員政治倫理要綱第7条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

- 1 審査対象となる議員の氏名 両川洋々
- 2 審査請求の対象となる事由の該当条項及び内容
(鳥取市議会議員政治倫理要綱第3条第3号)
平成26年6月20日の一般質問における両川洋々議員の不適切発言
- 3 審査の結果
審査会の措置は、「鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の辞職を勧告する」ことに決定した。なお、審査の経過等、詳細は別紙のとおりである。

別紙

審査の結果

1 審査の経過

審査会は、審査に付されたこの度の事件が鳥取市議会議員政治倫理要綱（以下「要綱」という。）第3条第3号に規定する「議会の信用を失墜するような行為」の政治倫理基準に違反する行為か否かについて、公正かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び内容は、次のとおりである。

第1回審査会 平成26年7月22日（火）

審査会の審査の流れ、及び平成26年6月20日の発言から現在までの経過について確認した。その後、審査請求者、審査対象議員（以下「対象議員」という。）及び関係者として会派結の会長からそれぞれ意見聴取を行った。

続いて、各委員の討議を行い、委員長の発議により対象議員の発言が要綱第3条第3号に違反する行為と認定するかを採決し、賛成多数で要綱に違反すると認定した。

要綱第6条第4項に規定する措置については、次回の審査会で協議することとした。

第2回審査会 平成26年7月29日（火）

第1回審査会における対象議員の弁明は不明確な部分が多く、疑義が明らかになっていないとして、再度、対象議員から意見聴取することを決定し、再聴取を行った。

次回の審査会で要綱第6条第4項に規定する措置を協議することとした。

第3回審査会 平成26年8月4日（月）

各会派の代表委員が会派の求める措置を発表した。措置の内容は、「鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の辞職を勧告する」及び「措置なし」とする2つの意見に分かれたため、採決によって、措置を決定した。

2 審査会の結論

- (1) 対象議員の「金目でしょ」発言は、市議会においては発言を取り消し、新可燃物処理施設検討対策地権者集落協議会（以下「地権者協議会」という。）も発言を不問にすると言っており、いま問題にできないのではないかという考え方もあるが、やはり、地権者協議会の抗議文にあるように、鳥取市議会として断固たる対応が求められている。「金目でしょ」発言を聞いた5集落の皆さんの思いをくめば、要綱に違反していると考えるのが妥当である。
- (2) 立木トラストに関し、対象議員が議場で1集落でも反対があれば最後までその木を守ると発言したことは、平成22年6月市議会定例会において「可燃物処理施設建設に関する決議」をしている議会への市民の不信を招いている。さらに、対象議員は新可燃物処理場に当初から賛成ですと言っているが、立木トラストに参加している以上、反対であると思われても仕方がない。
- (3) 対象議員の弁明は、委員の疑念を払拭する明確な答弁でなく要綱第2条に規定する誠実さに欠ける。
- (4) 以上のことから、審査会は、対象議員の発言や行為は要綱第3条第3号に規定する政治倫理基準に違反する「議会の信用を失墜するような行為」であると賛成多数で認定した。

3 審査会の措置

審査会は、上記の違反行為であるとの認定を踏まえ、対象議員に対する審査会としての措置内容について審査し、次のとおり決定した。

各委員からは、「鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の辞職の勧告」及び「措置なし」とする意見が提案された。

審査会は、当該意見について協議し、意見が分かれていたことから提案について採決を行った。

その結果、委員定数9名の3分の2以上の7名の賛成があった「鳥取県東部広域行政管理組合議会議員の辞職を勧告する」を本審査会における措置とすることに決定した。